

平成22年小菅川溪流釣り関係情報のご案内について

日ごろより、当組合の活動にご配慮をいただきありがとうございます。解禁や河川の情報、遊漁券の販売方法について案内をさしあげますのでご覧下さい。

1 C&R関係

- ・ 奥多摩湖バックウォーターから東部森林公園までの約2キロメートルの間になります。区間については昨年と変更がありません。また、この区間は疑似餌による釣りで、釣った魚は必ずリリースしなければなりません（遊漁規則に記載）。

2 解禁日と放流、禁漁区

- ・ 解禁はC&R区間、一般区間とも**3月6日(第1土曜日)の正午**です。期間はこの日から9月30日までで、魚種はヤマメ・イwana・ニジマス・ウグイです。
- ・ 定期放流は3月から9月まで毎月1回、第4土曜日の午後に放流します。また、この他に日時を公開しないで行う大型成魚を中心とした特別放流も実施する予定です。
- ・ 小菅川の源流部(最終の人家から500m上流にある堰堤から上)は、天然魚のみとなります。魚族保護のため、この区域については、1人一日5尾までの尾数制限を設けています。
- ・ 禁漁区は支流の玉川、宮川、山沢川です。

3 遊漁券の販売

- ・ 年券 4,000 円 日釣り券 800 円（店頭売り） 1,200 円（現場売り）
- ・ 女性、中学生、身体障害者は上記の半額です。小学生以下は無料です。
- ・ 年券の販売は漁協事務局・すずめのお宿・クレイン農協小菅支店で、日釣り券は前記の他に村内の商店・食堂・旅館・民宿等で販売しています。年券を郵送で希望の方は現金書留に遊漁料と返信用の80円の切手を入れ下記のあて先まで送って下さい。

4 特別年券

- ・ 今年も、板にヤマメのレリーフを貼り付けた特別年券を80枚限定で販売します。この年券は昨年と同様で、6,500 円(女性等は 4,500 円)です。なお、2月18日までにFAX等で予約された方については名前をコーティング仕上げすることができます。販売及び引渡しは、3月6日の解禁日以降、すずめのお宿で取り扱います。

希望者は、氏名、年齢、住所、電話番号などを明記し 0428—87—0741 に FAX か電話で受け付けます。

5 冬季のニジマス遊漁

- ・ 禁漁後の10月2日（10月第1土曜日）以降は、ニジマスに限って遊漁できる区間約400メートルを設定しています。遊漁料は通常の雑魚と同額ですが、年券は販売しません。

平成22年2月8日

小菅村漁業協同組合 TEL & FAX 0428—87—0741（観光協会内）

〒409—0211 山梨県北都留郡小菅村4383—1 担当 亀井